

○山陽小野田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

平成17年3月22日

教育委員会規則第11号

改正 平成25年7月26日教委規則第3号

平成26年6月27日教委規則第16号

平成27年3月26日教委規則第10号

平成28年8月31日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、私立幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて設置された幼稚園で私立の幼稚園をいう。以下同じ。）の設置者が保護者から徴収する保育料及び入園料（以下「保育料等」という。）を減免する場合に本市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 補助金交付の対象となる私立幼稚園は、本市に住所を有する幼児が通園するすべての私立幼稚園に適用するものとし、当該私立幼稚園の所在地が本市の区域内にあるか否かを問わないものとする。ただし、教育委員会は、その範囲を指定することができる。

(減免の対象及び補助金の額)

第3条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し保育料等を減免する場合には、当該私立幼稚園の設置者に対し、別表に掲げる範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、保護者が納めるべき当該園児の保育料等の年額が補助金額に満たない場合は、その納めるべき額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者は、次に定める書類を、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる書類については、教育委員会は、当該書類により証明すべき事実を公募等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（様式第2号）
- (3) 保育料等の額を証明できる書類
- (4) 保護者の属する世帯の全ての世帯員の所得を証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第5条 教育委員会は、前条の私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書の提出があったときは、補助金交付の対象となる幼児及びその保護者並びに私立幼稚園の設置者が減免すべき額等を審査し、決定したときは、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

（途中の入園及び退園に対する取扱い）

第6条 私立幼稚園の設置者は、途中の入園及び退園により新たに補助金の対象となる園児がいる場合は、速やかに園児異動届（様式第4号）及び保育料等減免措置に関する調書を教育委員会に提出しなければならない。

2 私立幼稚園の設置者は、補助金の対象となる園児が途中の退園又は市外転出等により補助金を受ける資格がなくなったときは、速やかに園児異動届を教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項の規定により前条の交付決定通知の額に変更がある場合は、新たに私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第7条 私立幼稚園の設置者は、保育料等の減免措置を完了したときは、教育委員会が指定した日までに私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、幼稚園保育料等減免確認書（様式第6号）を保護者から徴してこれを添付しなければならない。

（不正に対する措置）

第8条 教育委員会は、保護者又は私立幼稚園の設置者が偽りその他不正の手

段によりこの規則による補助金の交付を受けたとき、若しくは受けようとしたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

2 前項の規定により補助金の全額又は一部を返還させようとするときは、その理由を示すものとする。

(秘密の保持)

第9条 私立幼稚園の設置者その他この規則の規定による事務を処理する者は、保育料等の減免措置をした保護者その他個人に係る事実を第三者に漏らしてはならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小野田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成15年小野田市教育委員会要綱）又は山陽町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成15年山陽町教育委員会要綱）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年7月26日教委規則第3号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教委規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月31日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金交付基準

市民税の課税区分による基準	補助基準限度額
国の私立幼稚園就園奨励費補助金交付基準に準ずる。	

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

山陽小野田市長 様

所在地

幼稚園名

設置者名



私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年度私立幼稚園就園奨励費補助金(前期・後期分)を下記のとおり交付されるよう山陽小野田市
私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第4条の規定に基づき申請します。

記

補助金交付申請額

円也

幼稚園就園奨励費申請内訳

(単位:円)

保育料等減免措置階層区分	減 免 額 (1人当たり)A	人 員 B	合計金額 (A×B) C	備 考 (中途転出入年月日)
市 民 税 非 課 税				
市 民 税 所 得 割 非 課 税				
市民税所得割 77,100円以下				
市民税所得割 211,200円以下				
上記区分以外				
合 計				

様式第2号(第4条、第6条関係)

保育料等減免措置に関する調書

※(満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児)(第1子・第2子・第3子以降)

1	園児の氏名			ふりがな		
	生年月日	年 月 日 (歳児)		男・女		
	幼稚園名					
2 園児の属する世帯の状況(6月1日現在)				3 認定		合・否
ふりがな氏名 (在園児は除く。)		生年月日 (満年齢)	性別	続柄	市町村民税課税額	
		年 月 日 (歳)			均等割額	所得割額
		年 月 日 (歳)			円	円
		年 月 日 (歳)				
		年 月 日 (歳)				
		年 月 日 (歳)				
		年 月 日 (歳)				
		年 月 日 (歳)				
<p>なお、この調書の内容審査のため、私の世帯の状況並びに家族の所得の状況について、調査し、確認されることについて同意します。</p>						
4	保護者の現住所	山陽小野田市		(自治会名)		
	1月1日現在の住所					
	保護者の氏名			☑	電話	
<p>※ 上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>山陽小野田市教育委員会 様 幼稚園長 ☑</p>						

- (注) 1 太枠の中は、漏れなく記入すること。
2 ※欄は、幼稚園長が記入すること。コ

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長



私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました私立幼稚園就園奨励費補助金(前期・後期分)について、山陽小野田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金の額

円也

幼稚園就園奨励費申請内訳

(単位：円)

保育料等減免措置階層区分	減 免 額 (1人当たり)A	人 員 B	合計金額 (A×B) C	備 考 (中途転出入年月日)
市 民 税 非 課 税				
市 民 税 所 得 割 非 課 税				
市民税所得割 77,100円以下				
市民税所得割 211,200円以下				
上記区分以外				
合 計				

様式第4号(第6条関係)

山陽小野田市教育委員会 様

年 月 日

住 所
園 名(園長名)

㊦

園 児 異 動 届

下記のとおり園児の異動がありましたので、報告します。

記

番号	保 護 者 氏 名	園 児 名 (生 年 月 日)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児の別	入園・退園 市外転出 異動年月日	転入前幼稚園名(入園の場合) 転出先幼稚園名(退園の場合) 転出先市町村名(市外転出の場合)
		(年 月 日)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	入・退・転 ・ ・	
		(年 月 日)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	入・退・転 ・ ・	
		(年 月 日)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	入・退・転 ・ ・	
		(年 月 日)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	入・退・転 ・ ・	
		(年 月 日)	満3歳児・3歳児 4歳児・5歳児	入・退・転 ・ ・	

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

山陽小野田市教育委員会
教育長 様

所在地
幼稚園名
設置者名



私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

年度私立幼稚園就園奨励費補助事業が完了しましたので、山陽小野田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第7条の規定に基づき別紙のとおり報告します。

様式第6号(第7条関係)

幼稚園保育料等減免確認書

保 育 料 等 の 減 免 に つ い て

保護者氏名 ①

幼児 に係る入園料、保育料について 円の減免を受けたことを確認し
ます。

年 月 日

幼 稚 園 様

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条、第6条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）